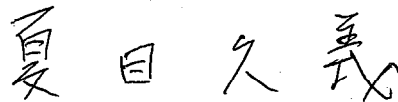


新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月7日

新潟市教育委員会

教育長



新潟市教育委員会規則第5号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第14号中「行うことをいう。）」の次に「、次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと、又はその子の入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典へ参加すること」を加え、同号に次のように加える。

- ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業
- イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止
- ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。